付託第１号

請願書等の付託について

那須烏山市議会会議規則（平成１７年１０月那須烏山市議会規則第１号）第１４０条及び第１４４条の規定により、令和８年第７回那須烏山市議会１２月定例会において、次のとおり請願書等を付託する。

令和８年１１月３０日

那須烏山市議会議長　相　馬　正　典

審査期限		休会中に審査し本会期中に報告すること。	
付託委員会	番　号	件　名	備　考
文教福祉 常任委員会	請願書 第２号	境小学校における第１学年および第６学年の単式学級の維持について	個　人　名
経済建設 常任委員会	請願書 第３号	鴻野山～小倉線の拡幅整備について	小倉自治会長 仲山　金一
文教福祉 常任委員会	陳情書 第１４号	医療・介護提供体制の維持に向けた意見書提出を求める陳情書	栃木県民主医療機関連合会 会長　関口　真紀
総務企画 常任委員会	陳情書 第１５号	非現業の職員の労働基準監督に関する陳情	全栃木教職員組合 執行委員長　谷　秀夫
総務企画 常任委員会	陳情書 第１６号	会計年度任用職員の勤務条件に関する陳情	全栃木教職員組合 執行委員長　谷　秀夫
総務企画 常任委員会	陳情書 第１７号	投票済証明書の発行しないことを求める陳情について	個　人　名

請願書 第 2 号

請願書

境小学校における第1学年および第6学年の単式学級の維持について

紹介議員　氏名　堀江清一

１．請願の要旨

境小学校において、現在の第1学年および第6学年の単式学級編制を来年度も継続するため、次のいずれかの措置を速やかに講じるよう、市および市教育委員会に求めること。

（1）小規模特認校制度のPR活動や、さらなる周知による児童の確保
（2）栃木県への教員加配の要望
（3）市の単独費（市費負担）による教員の配置および必要な予算措置

２．請願の理由

境小学校では、これまで教育上の配慮から、第1学年および第6学年を単式学級として編制してきました。しかし来年度は入学予定児童数が3名となり、このままでは全学年が複式学級となる、いわゆる完全複式学級編制となることが見込まれます。

市教育委員会はこれまで市議会本会議等において、「複式学級を回避し良好な教育環境を維持するために小規模特認校制度を導入した」旨を公式に答弁しており、本年9月定例会においても、教育長より小規模特認校制度の継続方針が明言されたところです。

しかしながら、小規模特認校としての児童募集のPR活動の休止や、授業時数特例校（英語）の指定解除等により児童の確保がなされず、来年度は完全複式学級化が強く懸念されるところです。学校統廃合等の議論や手続きには、保護者や地域住民との丁寧な合意形成に加え、こども基本法の趣旨を踏まえた児童の意見の聴取、環境の変化に伴う児童の心のケアなど、一定の準備期間を要する一方、来春に入学する新1年生、および中学校への進学を控えた6年生に対する教育機会の保障には、一刻の猶予もありません。

つきましては、児童の基本的な学びの権利を守り、市教育委員会の答弁どおりの良好な教育環境を維持するため、上記のいずれかの措置により、第1学年および第6学年の単式学級編制を継続されるよう、切に要望いたします。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

令和8年11月 9 日
住所

氏名

那須烏山市議会議長 相馬 正典 様

［表紙］

請願書 第 3 号

請願書

鴻野山~小倉線の拡幅整備について

紹介議員　秋葉　泰輔

［本文］

１．請願の要旨

鴻野山～小倉線のうち、未整備となっている鴻野山駅方面約２００メートルの区間について、通行車両や自転車等の安全を確保し、交通事故を未然に防止するため、道路幅員を約６メートルに拡幅し、安全に対面通行できる道路として早急に整備されるよう請願いたします。

２．請願の理由

鴻野山～小倉線は、一部区間については既に２車線、センターライン付きの道路として整備されていますが、整備済み区間から鴻野山駅方面に向かう約２００メートルの区間は道路幅員が狭く、普通自動車同士のすれ違いが困難であり、軽自動車同士であっても安全に通行することが難しい状況です。

当該道路は、地域住民の日常生活に利用されているほか、通勤・通学する方々が自転車で日常的に通行しています。また、周辺には事業所が複数立地していることから、大型車両やダンプカー等の通行も多く、歩行者や自転車を含め交通安全上の危険性が高い状況となっています。

過去には自動車同士の接触事故も発生しており、これまでも道路拡幅について要望してきた経緯があります。事故を未然に防止し、地域住民や通勤・通学者、周辺事業所の関係者が安心して通行できる道路環境を確保するため、当該区間の早急な道路拡幅整備を求めるものです。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

令和　８年１１月　６日

（代表者）小倉自治会長　　仲山　金一

住所　那須烏山市小倉７５３

電話　０２８７－８８－７１０６

須烏山市議会議長　相馬　正典　様

【地図】鴻野山~小倉線　請願書




①


②


③


④

陳情書 第14号

那須烏山市

議長 相馬正典 様

医療・介護提供体制の維持に向けた意見書提出を求める陳情書

栃木県民主医療機関連合会
栃木県宇都宮市宝木町２丁目1028-17
会長　関口　真紀
TEL　028－600－1600

医療・介護提供体制の維持に向けた意見書提出を求める陳情書

那須烏山市議会議長　相馬正典様

【陳情の趣旨】

私たちは、栃木県内において医療・介護事業を担う医療機関・事業所の連合体として、現在の医療機関経営および人材確保の現状についてご報告申し上げ、地域医療・介護体制の持続可能性確保のため、別紙「地域医療・介護提供体制の維持に向けた支援を求める意見書（案）」のとおり、国への意見書提出を求め陳情いたします。

【陳情の理由】

県内医療機関の経営悪化と全国自治体における議論状況

県内医療機関を対象に実施した経営アンケート（資料 1）では、2024 年度診療報酬改定の影響について「減収減益」との回答が約 6 割にのぼりました。また、政府目標である「2 年間で 4.5％の処遇改善」に対しては、多くの医療機関が「不十分」と回答し、現場では人件費や物価高騰に十分対応できていない状況が続いております。

2023 年度決算では赤字と回答した医療機関が一定数存在し、経営環境は依然として厳しい状態にあります。東京商工リサーチによると、2025 年の『医療・福祉』分野での企業倒産数は 478 件となり、過去最多を更新しています。（資料 2）社会保障審議会の会合においても、自治体から医療・介護報酬の臨時改定を求める声が相次いでおります。（資料 3）

医療・介護人材不足の深刻化

アンケートからは特に医師・看護師体制について、充足と不足が拮抗しており、慢性的な人材不足が顕在化しています。医療現場では医師・看護師不足が続いており、薬剤師や看護補助者、コメディカル、事務職員においても不足感が広がっています。救急医療や小児医療など、地域にとって不可欠な医療機能の維持に影響が及ぶことが懸念されています。さらに重要なのは、将来の担い手の減少です。近年、看護学校への入学者数が減少傾向にあり、定員割れが発生している学校も見られます。また、介護専門学校においても入学者の減少が続き、将来的な介護人材の確保に大きな不安が広がっています。これは一時的な問題ではなく、数年後の医療・介護提供体制に直接影響する構造的課題です。今後、現場の人材不足と養成数減少が同時進行すれば、地域医療・介護の維持がより困難になる可能性があります。

陳情に至る経緯

以上の状況を踏まえ、地域医療・介護提供体制の維持に向けた対応を求めるため、栃木県民主医療機関連合会は、2026 年 4 月 24 日（金）開催の第 17 期第 7 回理事会において、陳情を行うことを確認した。

10月28日

令和 8 年 ~~5月19~~日

栃木県民主医療機関連合会

〒320-0061 栃木県宇都宮市宝木町 2 丁目 1028-17

会長 関口真紀

（別紙）

地域医療・介護提供体制の維持に向けた支援を求める意見書（案）

近年、医療機関および介護事業所の経営環境は急速に厳しさを増している。
物価やエネルギー価格の高騰、人件費の上昇に加え、診療報酬・介護報酬が現場の実態に十分対応していないことから、全国各地で医療機関の経営悪化が指摘されている。

県内医療機関を対象とした調査においても、診療報酬改定後に「減収減益」と回答した医療機関が多数を占めるなど、経営の厳しさが広がっている。また、看護師をはじめとする医療・介護人材の不足が続いており、救急医療や在宅医療など地域に不可欠な医療機能の維持にも影響が及ぶことが懸念されている。

さらに、将来の担い手の確保にも大きな課題が生じている。近年、看護学校への入学者数が減少傾向にあり、定員割れが生じている学校も見られる。また、介護専門学校においても入学者の減少が続いており、将来的な医療・介護人材の確保に対する不安が高まっている。

医療と介護は、国民の生命と健康を守る社会基盤であり、地域住民が安心して暮らし続けるために不可欠な存在である。医療機関や介護事業所の経営が不安定になれば、地域医療・介護提供体制そのものが揺らぎかねない。

よって、国におかれては、地域医療と介護提供体制を将来にわたり維持するため、次の事項について早急に取り組むよう強く要望する。

記

1　医療機関および介護事業所の経営安定のため、緊急的な財政支援を実施すること。

2　物価上昇や人件費上昇の実態を踏まえ、診療報酬および介護報酬について必要な期中改定や抜本的な見直しを行うこと。

3　医師、看護師、薬剤師、介護職員等の確保を図るため、養成・修学支援や地域定着対策を一層強化すること。

4　看護学校および介護人材養成機関の入学者減少に対応するため、修学支援制度の拡充など人材養成への支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和　年　月　日

那須烏山市

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
財務大臣　あて

栃木県内　医療機関経営アンケート結果ご報告　回答総数 43 件

2024年11月実施　（資料１）
県内1248医療機関対象実施
栃木県民主医療機関連合会

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より地域医療の発展のためにご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、このたびご協力いただきました「医療機関の経営状況アンケート」につきまして、集計結果の概要をご報告いたします。

1. 2024 年度診療報酬改定の影響

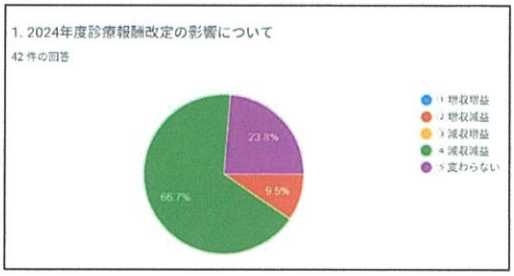

「減収減益」と回答された医療機関が **28 件（約 6 割）** と最も多く、経営に厳しい影響が広がっていることが明らかになりました。

「変わらない」は 10 件、「増収減益」は 4 件にとどまりました。

2. 職員処遇改善に関する評価

政府目標である「2 年間で 4.5%の処遇改善」に対し、

「不十分」との回答が **32 件** に上り、「十分」との回答はわずか 1 件にとどまりました。

多くの医療機関が現行制度では十分な改善に結びつかないとの認識を示しています。

3. 経営収支の現状（2023 年度）

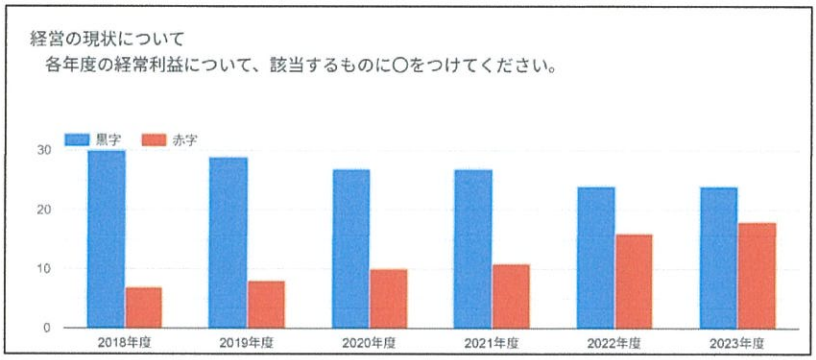

「黒字」24 件に対し、「赤字」18 件。経営環境の厳しさが続いており、今後の診療報酬や補助制度の動向に強く左右される状況です。

4. 職員体制の充足状況

看護師体制：充足 21 件、不足 21 件拮抗。

薬剤師体制：充足 15 件に対し不足 14 件。

看護補助者体制：充足 20 件、不足 14 件。

その他職員（コメディカル・事務等）：充足 19 件、不足 19 件。

→ 全体として「不足」との回答が多く特に看護師は半数が不足と回答、深刻な課題となっています。

5. 自由記述にみられた主な意見

アンケートからは「このままでは医療を続けられない」という切実な声が相次ぎました。診療報酬が低すぎて人件費や物価高に追いつかず、看護師・医師不足が深刻化しています。救急や小児医療は限界に近く、資材やシステム維持費、税負担も経営を圧迫しています。過重労働や疲弊で医療者が倒れていく状況に、国と自治体に対し「持続可能な医療のため抜本的な支援を」との声が寄せられました。

まとめ

今回の調査から、医療機関の経営は「減収減益」「職員不足」「処遇改善の不十分さ」といった深刻な課題に直面していることが明らかになりました。これらの結果を踏まえ、私たちは国・自治体に対し改善を求めるとともに、引き続き医療機関同士の連携を強めてまいります。最後に、ご多忙の中ご協力いただきました皆様に改めて感謝申し上げます。敬具

（資料 2）

しんぶん赤旗　2026 年 5 月 6 日　1 面記事

医療・介護倒産 25年度最多

東京商工リサーチ

民間信用調査会社の東京商工リサーチによると、2025年度の「医療・福祉」分野での企業倒産は478件で過去最多を更新しました。最多を更新するのは3年連続です。同社が4日に発表したリポートでわかりました。

同社は病院や歯科医院などの医療業、検疫所などの保健衛生、介護や障害者福祉を含む社会保険・社会福祉・介護事業を「医療・福祉」分野として、負債1000万円以上の倒産を集計しました。「医療・福祉」分野での倒産は、新型コロナウイルスの感染拡大が深刻だった時期は、資金繰り支援などにより抑えられていました。しかし支援終了後、人手不足やコスト高などを背景に小規模事業者を中心に倒産が目立つようになり、23年度350件、24年度436件と最多を記録しました。

25年度に倒産した478社の内訳をみると、老人福祉・介護事業が最も多く、182件でした。以下、療術業（108件）、障害者福祉事業（54件）、児童福祉事業（44件）などが続きます。規模別では従業員5人未満が345件と倒産の7割以上を占めました。

生活に不可欠な医療・介護事業は、公定価格である診療報酬・介護報酬がその経営の多くを支えています。社会保障の拡充へ、政策の抜本的転換が求められています。

2026 年 4 月 29 日　しんぶん赤旗　2 面記事

医療・介護 自治体が危機感

社保審 初会合

社会保障審議会（厚生労働相の諮問機関）は27日、2026年度初の会合を開きました。自治体現場から福祉人材確保への財政支援や医療・介護報酬の臨時改定を求める声が相次ぎました。

全国知事会の内堀雅雄福島県知事は、福祉人材不足への対応として、都道府県が設置する協議会の運営費への財政支援や、人材確保支援メニューの整備を要望。医療や介護などの福祉の現場では報酬改定後も経営悪化の懸念があるとして、物価高騰時には報酬を臨時改定するよう求めました。また、中東情勢を踏まえた医薬品・医療機器の安定供給と、「現役世代の保険料負担軽減」による急激な負担増や受診抑制を避けるため、高齢者や難病患者への配慮と、地方への財政措置も求めました。

全国町村会会長の棚野孝夫北海道白糠町長は、地方では医療機関の経営悪化や医師・看護師不足、訪問介護事業所の撤退が続いており、「地域格差はあってはならない」と強調。町村が社会保障サービスを安定して提供できるよう、財政支援と人材確保策を強化すべきだと訴えました。

一方、社会保障の分野にも外国人排斥の動きがある中、島村暁代立教大教授は、日本で働く外国人も保険料を納めていれば国籍に関係なく社会保障給付を受けられるが、制度の周知と利用しやすい環境整備が必要だと強調しました。

陸自改編 戦場化を想定

防衛省設置法改定案が可決

を1個から2個に増やし、沖縄県内に初めて機動戦闘車を配備するなど、沖縄の戦場化を想定した部隊

陳情書 第15号

非現業の職員の労働基準監督に関する陳情

1　陳情の要旨

市長の非現業の職員に対する労働基準監督機関としての体制を整備し、学校を含むすべての公務職場で労働諸法規が順守される職場環境を実現してください。

2　陳情の理由

２０２５年６月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、給特法とします）が改正されました。この法改正について、衆参両議院で附帯決議がされました。この中で、労働基準監督機関の権限を行使する地方公共団体の長に対し、教育職員の業務量を適切に管理することなどを求めました。これを受けて総務省は同月２５日、都道府県総務部長、指定都市総務局長等宛に、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する 特別措置法等の一部を改正する法律について」（総行公第 80 号 総行安第 42 号）を発出し、ここで、「人事委員会等におかれては、地方公務員法第 58 条第５項の規定による職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権の行使について、引き続き適切に対応いただきたい」と通知しました。

地方公務員の勤務について、本来的に労働基準監督の権限行使が必要となる、法違反等はあってはならないことです。しかしながら、教育職員等については、その勤務の事情等から、労働基準法、労働安全衛生法が順守されていない状況があります。

たとえば休憩時間について、横浜市人事委員会は昨年 11 月、措置要求に対する判定で、教員が「休憩を取得しにくい状況の解消に向けた措置が必要」と結論付けました（『神奈川新聞』2026 年 4 月 28 日付　https://www.kanaloco.jp/news/government/article-1267655.html）。この状況は横浜市に限らず、児童生徒が学校にいる間、法が求める休憩の条件を満たすことは困難です。

また、事務職員や栄養職員については、超過勤務を行わせるための「３６協定」が締結されていますが、私たちが文書公開で入手した文書で、この協定が守れていない自治体があることを確認しています。

加えて、労働安全衛生法に関しては、教職員の規程を定めている市町教育委員会もありますが、少数にとどまっています。そのため、実効ある労働安全衛生活動が学校で行われていない状況となっています。

先にも述べましたが、労働基準法や労働安全衛生法がすべての公務職場で順守されるよう、市長の労働基準監督権限が行使できる体制を整備されることを強く希望します。県職員や県立学校教職員に対する労働基準監督権限を有する栃木県人事委員会は、今年の勧告でこの権限を適切に行使するとしています。

なお、この陳情について、栃木市、塩谷町、那珂川町の各市町議会が採択しています。

２０２６年１１月１２日

那須烏山市議会議長　相馬　正典　様

陳情者　陳情者　住所　宇都宮市兵庫塚３丁目１０－３０
団体名　全栃木教職員組合
代表者名　執行委員長　谷　　秀　夫

陳情書 第16号

会計年度任用職員の勤務条件に関する陳情

1　陳情の要旨

会計年度任用職員の休暇制度を、宇都宮市と同様のものとしてください。特に女性の生理休暇を有給としてください。

2　陳情の理由

総務省は２０２４年１２月２日、「人事院規則１５－１４（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正等について」（総行公第１０２号　総行安第４５号）を都道府県、指定都市の関係当局宛に発出し、会計年度任用職員（非常勤職員）の病気休暇を有給とすることを求め、この通知に基づきほとんどの自治体が、病気休暇を有給としています。

このように会計年度職員の休暇制度の改善が図られてきていますが、他の特別休暇については、有給とするかどうかは、自治体の判断ということになっているのが実情です。

そのような中、本県では、宇都宮市が生理休暇等の特別休暇を有給の休暇としています。那須烏山市も宇都宮市と同様の特別休暇制度としてくださるようお願いします。

なお、この陳情について、栃木市、矢板市、塩谷町、那珂川町の各市町議会が採択しています。

２０２６年１１月１２日

那須烏山市議会議長　相馬　正典　様

陳情人　住　所　宇都宮市兵庫塚３丁目１０－３０
団体名　全栃木教職員組合
代表者名　執行委員長　谷　　秀　夫

陳情書 第17号

陳　情　書

投票済証明書の発行しないことを求める陳情について

陳情の要旨

投票済証明書は、公職選挙法において発行する旨の規定がなく、広い意味での「投票の秘密」に触れる恐れや利益誘導や買収などに利用される恐れがあることから発行しないことを求める。

陳情の理由

那須烏山市では投票済証明書を発行しておりますが、発行していない自治体の理由を調べると以下の通りであります。

・公職選挙法に規定がないこと
・投票は個人の自由意志によるべきで、投票に行かなかったことを理由に不利益を受けることがあってはならないこと
・利益誘導や買収などに利用されるおそれがあること
・広い意味で「投票の秘密」に触れるおそれがあること
・選挙啓発活動と営利活動（店舗等での割引サービス）は分けて行う必要があること
・フリマサイトへの出品事例があり、目的に沿わない使用例があること

このような観点から那須烏山市も公正公平な選挙を執行するため

に、投票済証明書の発行しないことを求める。

地方自治法第１２４条の規定により、上記のとおり陳情書を提出します。

令和８年１１月１２日

住所

氏名

那須烏山市議会議長　相馬　正典　様